

## 第 4 章 役 員

第 7 条 会長

- (1) 会長は会務総理し本会を代表する。
- (2) 会長の嘱任はO B会において選定する。

第 8 条 副会長

- (1) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (2) 副会長の嘱任は会長に準ずる。

第 9 条 幹事

幹事は幹事会を組織して本会の会務を企画実行する。

第 10 条 幹事の選出

幹事はO B会において選出する。

第 11 条 任期

役員の任期は2年として、重任を妨げない。

第 12 条 役員の補充

役員に欠員が生じたる場合は、後任役員は臨時役員会を開き選出し、前任役員の残任期間を継承する。

## 第 5 章 会 計

第 13 条 本会の会計は会費、寄付金及びその他の収入を以て当てる。

第 14 条 会計事務は会長が行い、O B会において報告しなければならない。

第 15 条 本会会費は会員が年10,000円を納入するものとする。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年~~7~~月1日より~~翌年3~~月31日までとする。  
~~12~~

(2021年3月7日改定) (2023年1月1日より施行)